

## 本協議会の趣旨について

### 1 条例制定の経過

横須賀市では、全ての障害者に対して意思疎通支援が必要であるという考え方のもと、障害の種別や有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、障害者の情報取得及びコミュニケーションについての市の基本的な考え方を定めた、「共生社会実現のための障害者の情報取得及びコミュニケーションに関する条例」を、平成 27 年に制定しました。

### 2 協議会の役割

この条例において、市は、障害者が障害特性に合わせたコミュニケーション等手段の利用しやすい環境の構築と利用の促進を行うため、次のような施策を推進することとしています。(条例第 7 条)

#### (1) 情報取得及びコミュニケーションの支援者の充実

- ア コミュニケーション等支援者の養成
- イ コミュニケーション等支援者の派遣の拡充
- ウ 情報取得及びコミュニケーションの支援のための機器の情報収集、利用普及

#### (2) コミュニケーション等手段の普及の啓発

- ア 市内の講演会等でのコミュニケーション等支援者の配置の啓発
- イ 障害者の理解を深めるための、市民への啓発

#### (3) 情報取得の機会の拡大及び方法の充実

- ア 録音版、点字版等、多様な方法での情報発信
- イ 不特定多数の人が集まる場所における音声、文字、手話、視覚情報等による情報提供の充実

条例第 8 条では、これら施策の推進について協議するため、この協議会を設置することとしていて、事業計画の進行管理などを行ってきました。